

<資料3>

国民保護について

平成18年4月26日

千葉市

目 次

事態対処法（武力攻撃事態対処法）の概要	1
1 事態対処法の概要	1
2 武力攻撃事態の想定	2
3 緊急処理事態の想定	2
(1) 武力攻撃事態 類型ごとの特徴	3
(2) 緊急処理事態 事態例ごとの特徴	7
国民保護法の概要と国・地方公共団体等の役割	9
1 国民保護法の概要	9
2 武力攻撃事態における対処の流れ	10
(1) 避難	11
(2) 救援	12
(3) 武力攻撃に伴う被害の最小化	13
(4) 武力攻撃事態における対処の仕組み	14
(5) 国民の協力	15
(6) 国民の権利及び義務に関する措置	16
(7) 市町村の主な役割	17
(8) 消防の役割	18
(9) 国民保護に関する基本指針及び国民保護計画等	19
(10) 国・地方公共団体等における対応状況	20
用語の定義	21

事態対処法（武力攻撃事態対処法）の概要

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）などの有事関連三法が、平成 15 年 6 月に成立しました。

事態対処法は、有事法制全体の中核として位置付けられる法律です。国民保護法は、有事法制の中核として位置付けられる事態対処法に基づいて作成されています。

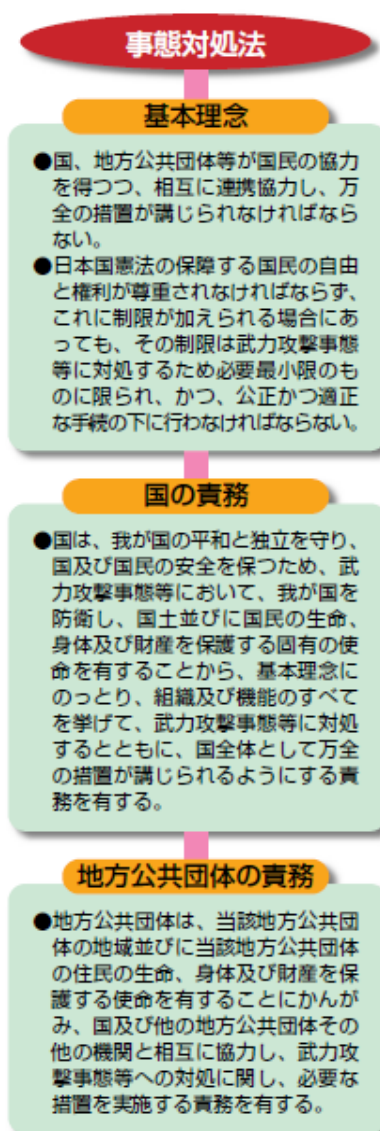
ここでは、事態対処法の概要について説明するとともに、事態対処法に定める武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定について紹介します。

1 事態対処法の概要

事態対処法は、第 1 章で基本となる事項を定めています（右図参照）。事態対処に係る基本理念や、国、地方公共団体等の責務並びに国民の協力について定めています。

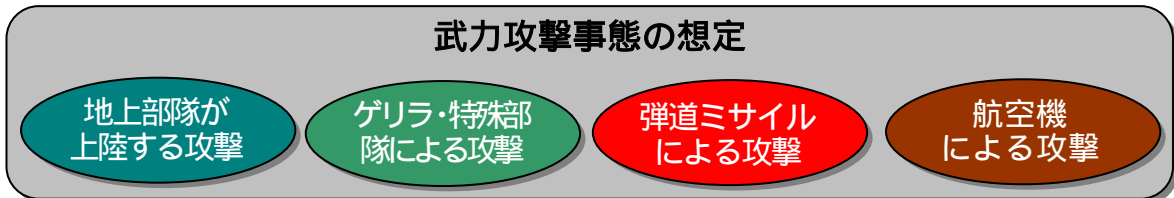
第 2 章では、武力攻撃事態等への対処のための手続等が定められています。武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を政府が定めることや、対処基本方針に係る対処措置の実施の推進を行う武力攻撃事態等対策本部（対策本部）の設置並びに対策本部長及び内閣総理大臣の権限などについて定めています。

第 3 章では、この法律に基づいて整備する国民保護法等の必要となる法制の整備に関する基本方針等を、第 4 章では、大規模テロ等の緊急対処事態への対処のための措置などについて定めています。



2 武力攻撃事態の想定

事態対処法では、武力攻撃事態を「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しています。想定している事態は、次の図のとおりです。



(平成 16 年 3 月 19 日内閣衆質 159 第 40 号、平岡秀夫衆議院議員提出質問に対する答弁書から抜粋)

3 緊急対処事態の想定

事態対処法では、緊急対処事態を「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しています。想定している事態は、次の図のとおりです。

緊急対処事態の想定

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 新幹線等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射線物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
爆破の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(平成 16 年 5 月 12 日衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会での前原誠司衆議院議員の質問に対する井上国務大臣答弁から抜粋)

次頁より、武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定している各類型について説明します。

(1) 武力攻撃事態 類型ごとの特徴

着上陸侵攻の場合

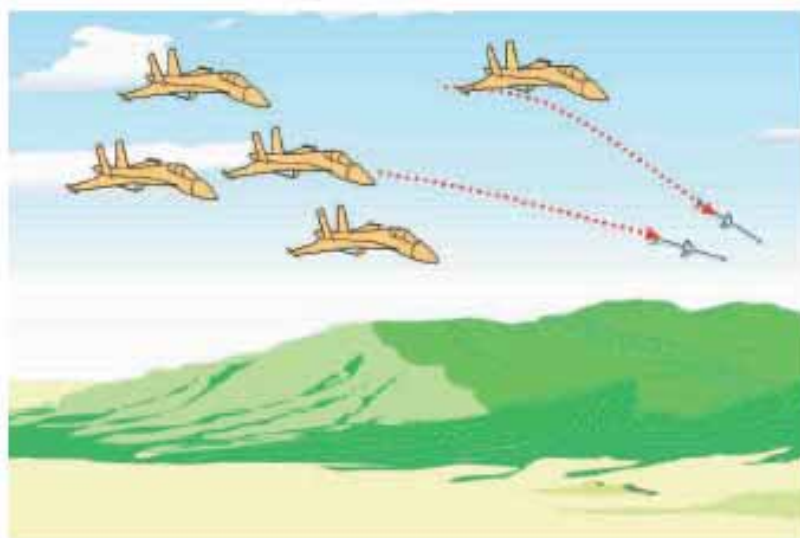


- ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。
- ・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

事態の特色

事態生起の可能性	近い将来、大がかりな準備を伴う着上陸侵攻の可能性は低い
措置実施までの時間的余裕	防空作戦、周辺海域による作戦等を経て領土上での作戦に至ると見込まれる
主な国民保護措置の態様	侵攻予想地域における住民避難等
留意点	都道府県の区域を越える大規模な避難への対応 島嶼部、離島等への侵攻の際の対応

航空攻撃の場合

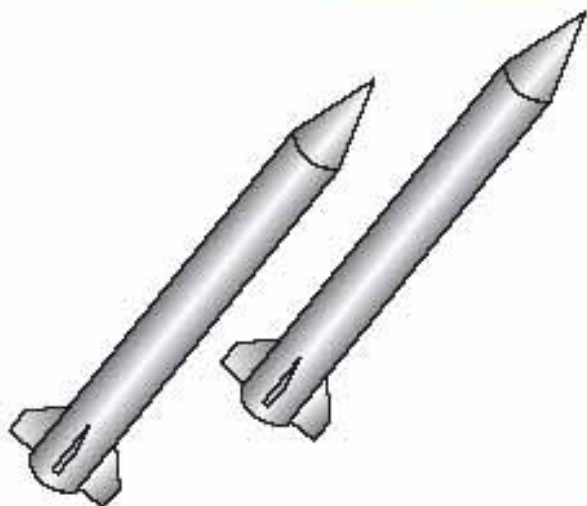


- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます

事態の特色

事態生起の可能性	我が国へ武力攻撃がある場合、我が国の地理的特性や現代戦の様相から、 <ul style="list-style-type: none"> - 航空機、ミサイルによる、 - 急襲的航空攻撃が - 反復して行われる と見込まれる
措置実施までの時間的余裕	我が国領土から遠方での発見、要撃等の対処が容易
主な国民保護措置の態様	攻撃の規模、頻度等に応じた避難・退避
留意点	航空機による攻撃に対する、自衛隊、米軍の防空能力の評価 NBC兵器使用の場合の対応

弾道ミサイルの場合



- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

事態の特色

事態生起の可能性	我が国へ武力攻撃がある場合、我が国の地理的特性や現代戦の様相から、 <ul style="list-style-type: none"> - 航空機、ミサイルによる、 - 急襲的航空攻撃が - 反復して行われる と見込まれる 弾道ミサイルの拡散の進展への対応は、差し迫った課題
措置実施までの時間的余裕	発射からは弾着までごく短時間
主な国民保護措置の態様	攻撃の規模、頻度等に応じた退避（屋内退避、地下施設への退避）や避難
留意点	弾道ミサイルに有効に対処し得るシステムは未配備 NBC弾頭の場合の対応

ゲリラ・特殊部隊の場合



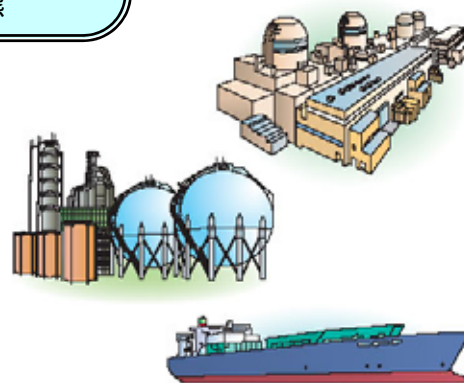
- ・突発的に被害が発生することもあります。
- ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- ・NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

事態の特色

事態生起の可能性	我が国は高度に都市化・市街化していることから、武力攻撃の形態として、特殊部隊・ゲリラによる都市部への攻撃が予想される 国際テロ組織等への対応は差し迫った課題
措置実施までの時間的余裕	攻撃が生起してから発覚する事例が多いのではないかと。不審船等による場合には、事前に発見できるケースもあるか。
主な国民保護措置の態様	攻撃の態様等に応じた退避・避難 ゲリラ活動地域等における警戒区域の設定 生活関連等施設の安全確保
留意点	搜索時等の住民の安全確保 国による警報、避難指示と現場対応の関係 NBC兵器使用の場合や原発への攻撃の場合への対応

(2) 緊急対処事態 事態例ごとの特徴

危険性を内在する物質を有する
施設等に対する攻撃が行われる事態



原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

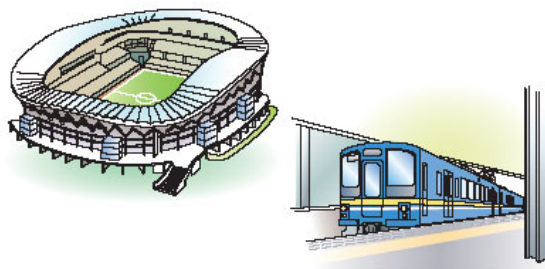
危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

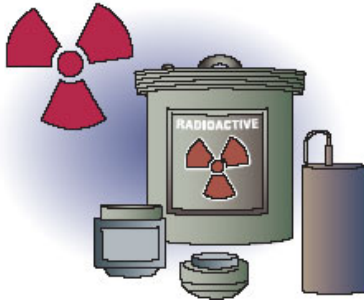
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関
等に対する攻撃が行われる場合

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合



ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

ダーティボム などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうのように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる場



航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。

緊急処理事態の特色

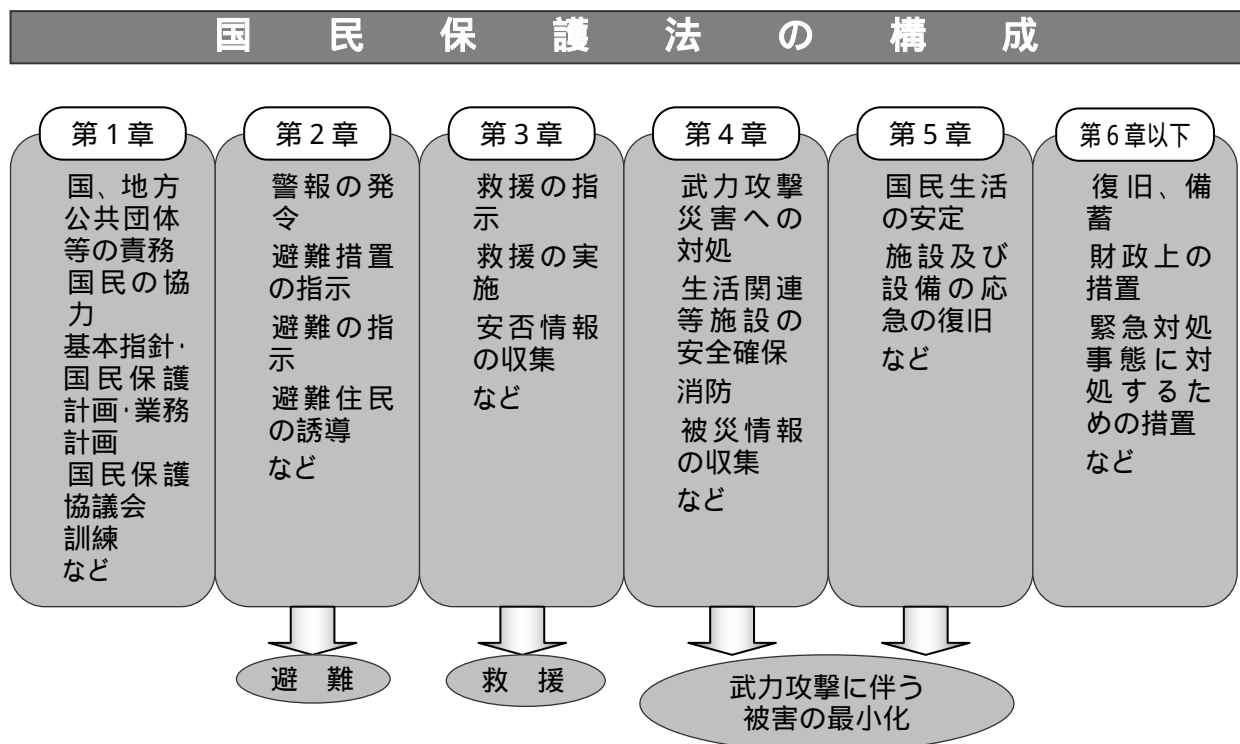
事態生起の可能性	基本的には、ゲリラ作戦等と同様に考えればよいか。
措置実施までの時間的余裕	被害が生じてから発覚する事例が多いのではないか。
主な国民保護措置の態様	侵害排除を伴う場合、ゲリラ作戦と同様となるのではないか。 侵害排除行為を伴わない場合、通常の災害と同様になるのではないか。
留意点	NBC兵器テロなどへの対応 どの程度のものを緊急処理事態として認定することになるか。

国民保護法の概要と国・地方公共団体等の役割

1 国民保護法の概要

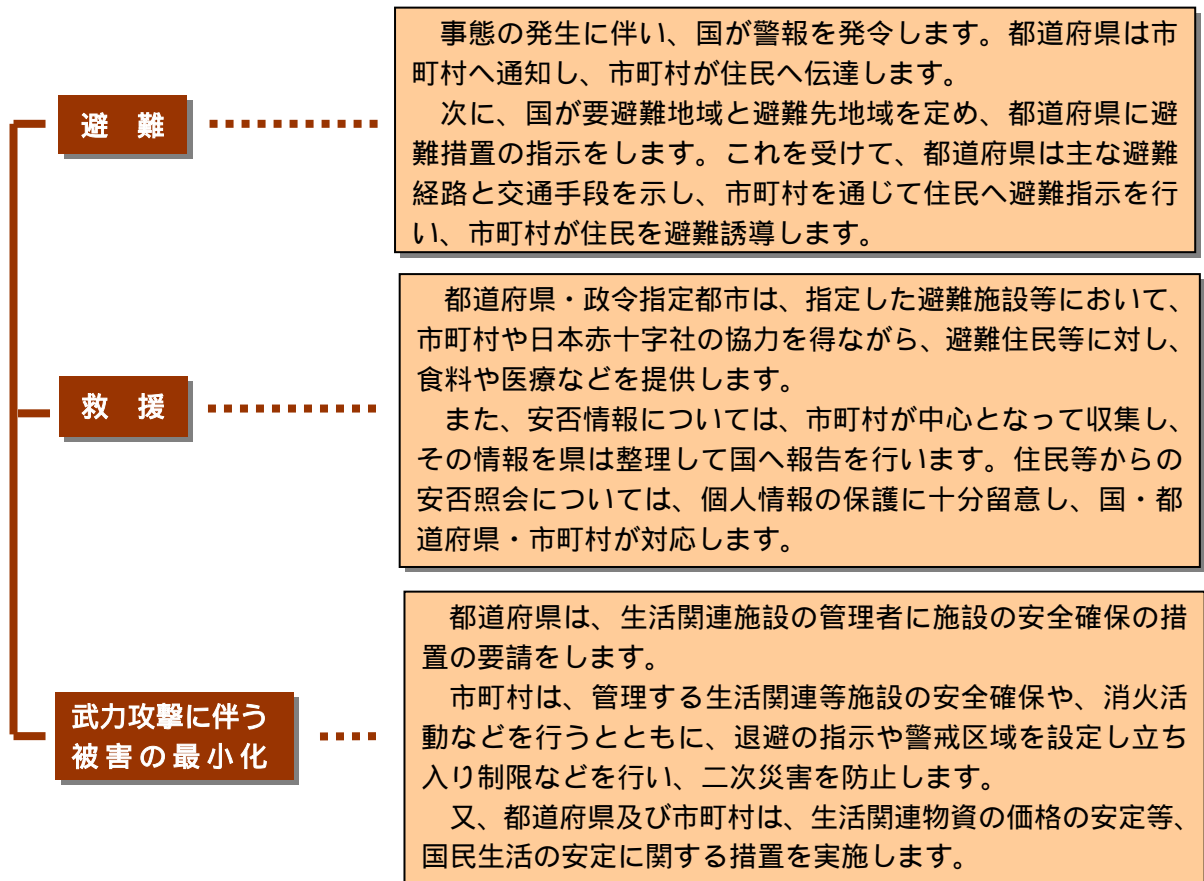
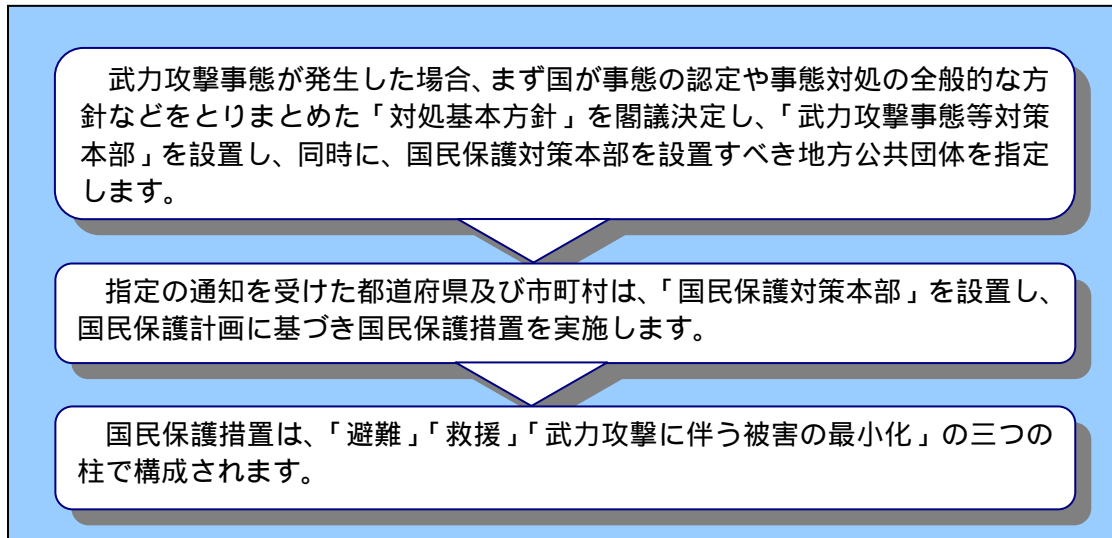
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）は、我が国に対する外部からの武力攻撃や侵略、大規模なテロ等の事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるように、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、その他の必要な事項を定め、国全体として万全の態勢を整備し、国、都道府県、市町村、その他公共的機関が一体となって「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

また、国民保護法では、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める基本指針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画（国民保護計画）及び国民保護計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）などについて規定しており、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱として定めています。



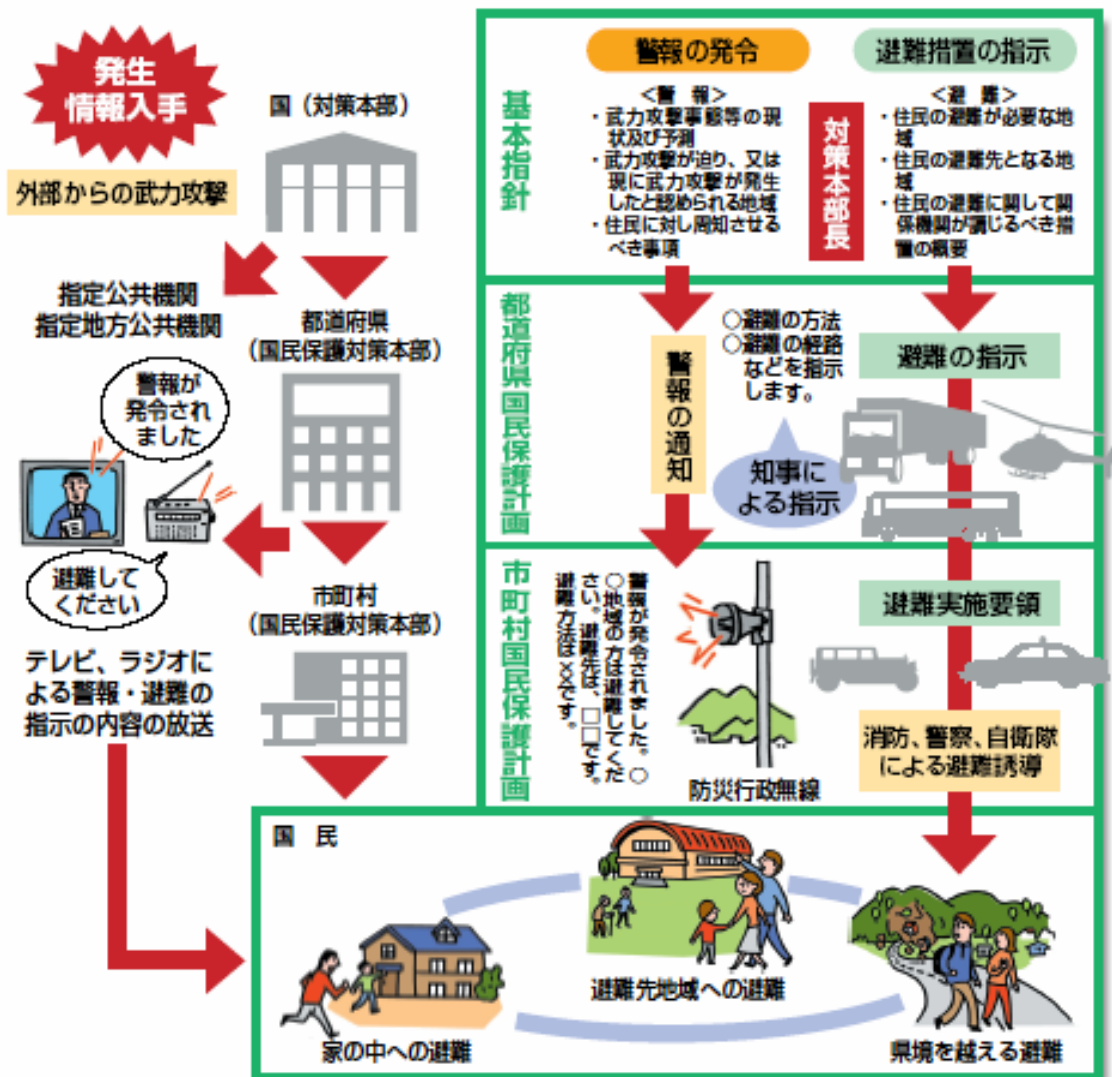
2 武力攻撃事態における対処の流れ

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国・都道府県・市町村は、以下のような流れで対処することになります。



(1) 避難

国は、我が国に対する武力攻撃が迫った場合、国民の生命、身体及び財産を保護するため、その情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について都道府県知事に指示を行います。指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



(2) 救 援

国は、避難した後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する都道府県知事に対し、又は都道府県知事を経由して政令指定都市の長に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。

なお、都道府県知事及び政令指定都市の長は、対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。



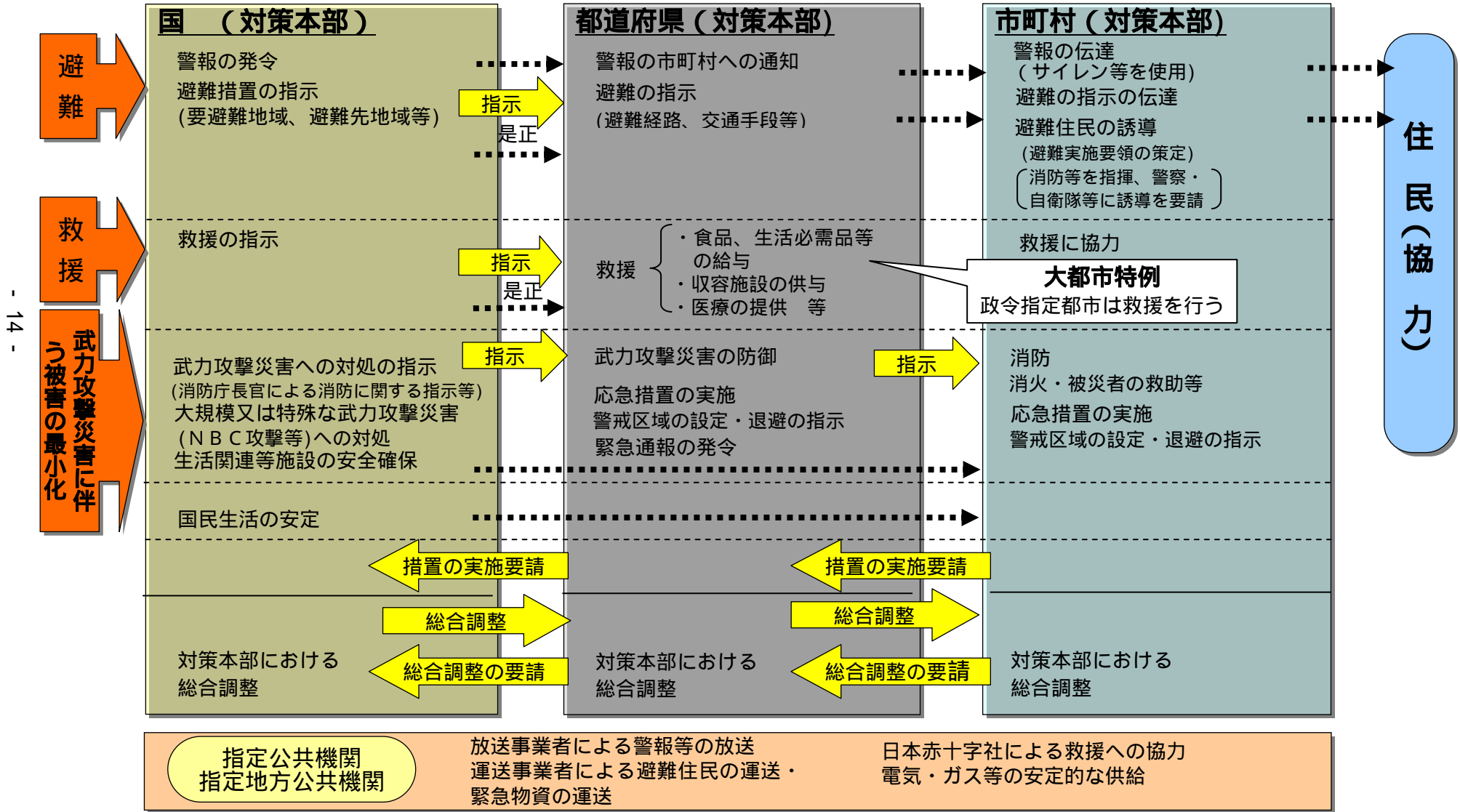
(3) 武力攻撃に伴う被害の最小化

国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

国・都道府県・市町村が協力して対処	
生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。	
危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。	
警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。	
消火、救急及び救助の活動を行います。	

以上説明しました、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割である「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱を図に表すと、次ページのようになります。

(4) 武力攻撃事態における対処の仕組み



(5) 国民の協力

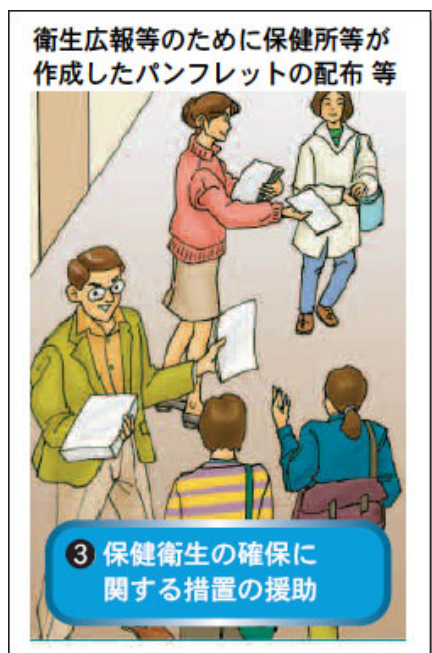
国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。



国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。

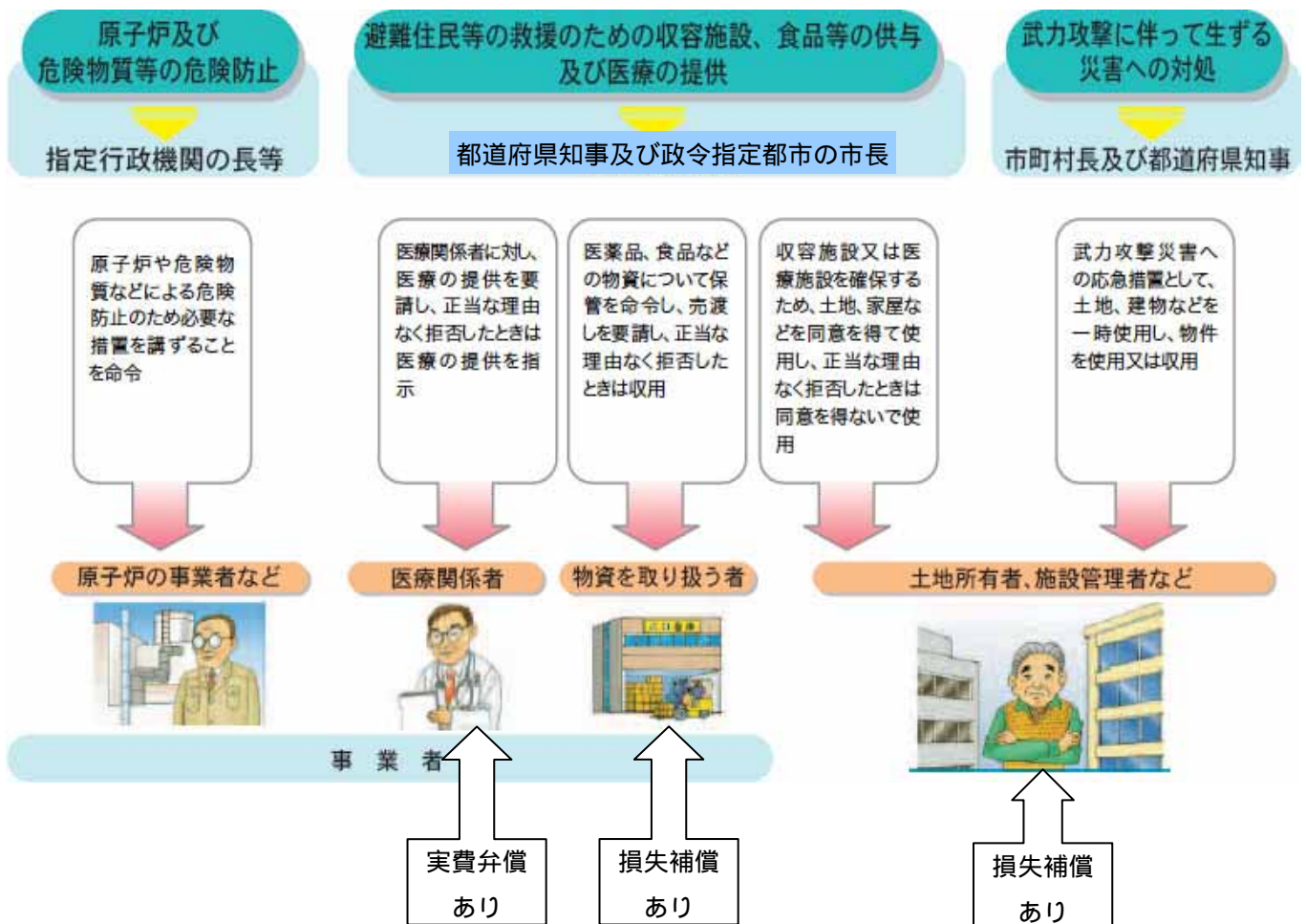
武力攻撃事態等において、要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償することになります。

また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



(6) 国民の権利及び義務に関する措置

国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する自由と権利が尊重されなければならない」(第5条第1項)、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため、公正かつ適正な手段の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」(第5条第2項)とされており、この原則に基づいて、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。



(7) 市町村の主な役割

【平素の取組み】

国民保護計画の作成（平成18年度中を目途）

国、地方公共団体は、あらかじめ、国民保護計画を作成することとされている。

この場合、国の基本指針に基づき都道府県が計画を作成し、その都道府県の計画に基づき市町村が計画を作成する。

国民保護協議会の設置

国民保護計画を策定するに当たって、幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見を聴取するため、都道府県及び市町村に、国民保護協議会を設置する。

国民保護計画の作成又は変更にあたっては、国民保護協議会に諮問をしなければならない。

研修及び訓練の実施

消防団・自主防災組織の育成・支援

【事態が発生した場合】

国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置（国の指定を受けて）

警報の通知・伝達

武力攻撃事態等に至った場合、国の対策本部長は基本指針及び対処基本方針に基づき警報を発令。都道府県知事は、総務大臣を経由して警報が伝えられた場合、直ちに市町村及び関係機関に通知をする。市町村長は、その内容を住民及び関係団体に伝達するとともに関係機関に通知する。

避難措置の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合、避難が必要と認めるときは、都道府県知事に住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示。都道府県知事は、避難を要する地域を管轄する市町村長を経由して、住民に避難すべき旨の指示を行う。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

収容施設の供与、炊き出し等の食品の給与及び飲料水の供給、被災者の捜索及び救出、埋葬及び火葬、電話その他の通信設備の提供等
物資の売渡し要請・土地の使用・医療の実施の要請等
安否情報の収集、報告等

(8) 消防の役割

国民保護法では、消防の任務を次に示すとおり規定しています。この規定は、消防組織法第1条の規定を武力攻撃事態等にも当てはめたものとなっており、消防が、自然災害、武力攻撃災害等原因の如何にかかわらず、こうした任務に当たることを示しています。

なお、国民保護法では、武力攻撃事態等の特殊性から、特に安全確保配慮義務を定めていて、通常の災害に比べて消防職員の安全確保には特に注意が払われることになっています。また、避難住民の誘導についても、平素から地域で活動している消防吏員や消防団員が大きな役割を担うことが期待されています。

消防の役割に関する事項

○ 消防の任務（国民保護法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

○ 消防の任務（消防組織法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以てその任務とする。

○ 避難住民の誘導

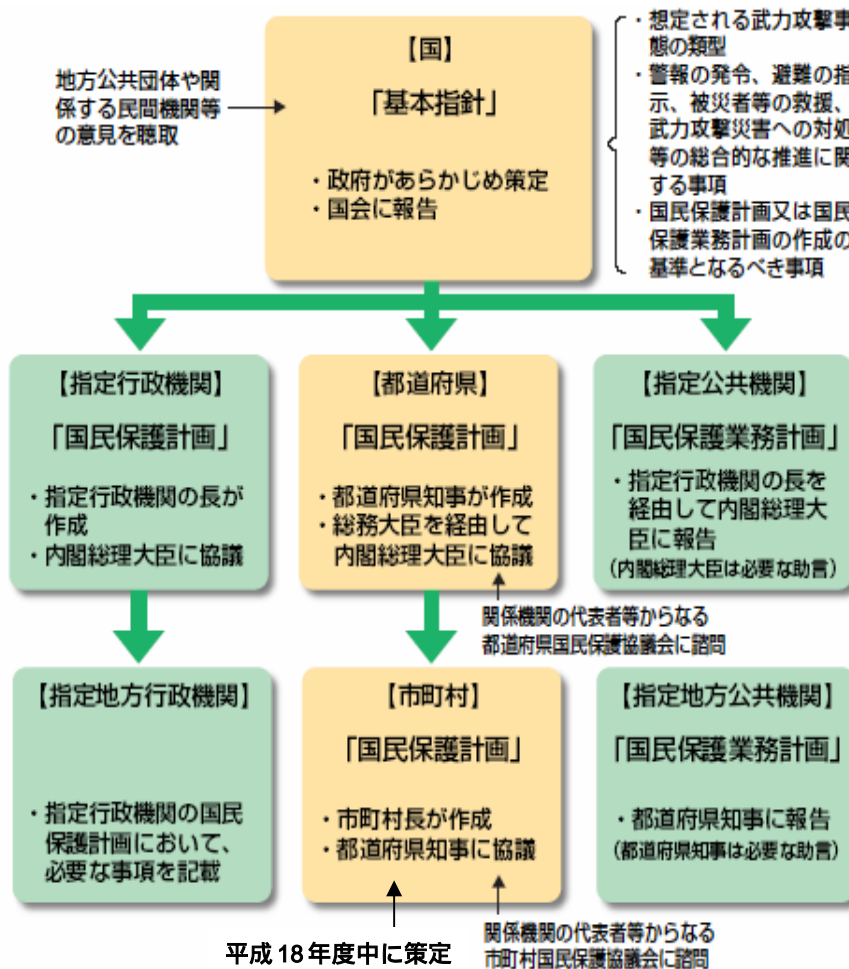
市町村長の指揮により、市町村の職員並びに消防長及び消防団長は、避難住民の誘導を行わなければなりません。

市町村の職員並びに消防吏員及び消防団員は、必要な警告又は指示をすることができます。

消防吏員は、危険な場所への立入の禁止、退去、その他の措置を講じることができます（ただし、警察官等がその場にいない場合）。

(9) 国民保護に関する基本指針及び国民保護計画等

三つの柱は、国や地方公共団体等の大切な役割ですが、武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成しておく必要があります。基本指針と国民保護計画等の関係は次の図のようになっています。



国民保護計画に定める事項 (国民保護法第35条第2項)

当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
 市町村が実施する国民の保護のための措置に関する事項
 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し、市町村長が必要と認める事項

(10) 国・地方公共団体等における対応状況

国民保護法に係る基本指針や国民保護計画の作成等について、国や地方公共団体等の対応状況は下記のとおりです。

国・地方公共団体等における対応状況

- 平成 16 年 9 月 17 日 ・ 国民保護法・同法施行令施行
- 平成 17 年 3 月 25 日 ・ 基本指針閣議決定
- 平成 17 年 3 月 31 日 ・ 都道府県モデル計画策定（消防庁）
- 平成 17 年度中目途 ・ 指定行政機関及び都道府県の国民保護計画、指定公共機関の国民保護業務計画の作成
- 平成 18 年 1 月 31 日 ・ 市町村モデル計画策定（消防庁）
- 平成 18 年度目途 ・ 市町村の国民保護計画、指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成

用語の定義

あ

NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のことをいいます。

NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のことをいいます。

か

基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関しあらかじめ定める基本的な方針のことをいいます。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されています。

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

緊急処理事態対策本部

緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織です。

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。

国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいいます。

国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機

関が作成する計画です。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。

県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになります。

国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことです。

具体的には、次に掲げる措置で、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするための措置をいいます。

- ・ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- ・ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- ・ 輸送及び通信に関する措置
- ・ 国民の生活の安定に関する措置
- ・ 被害の復旧に関する措置

国民保護対策本部

国民保護対策本部は、都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行ないます。

さ

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

平成18年4月現在162機関が指定されています。

指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものです。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されています。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

千葉県では平成18年4月現在、31事業者を指定しています。

事態対処法 武力攻撃事態対処法

生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいいます。

た

対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急処理事態対策本部」の長をいいます。

対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てます。

対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

対処基本指針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定されます。

対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいいます。

（1）武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられています。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことをいいます。

は

避難住民等

避難住民及び被災者のことをいいます。

避難先地域

住民の避難先となる地域のことをいいます。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければなりません。

避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、市長があらかじめ指定した施設のことをいいます。

避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のことをいいます。

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。国又は国に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使をいいます。

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいいます。

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のことをいいます。

武力攻撃事態等対策本部

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいいます。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進します。

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行されました。

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備されました。

や

有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法又は武力攻撃事態対処法）
 - ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
 - ・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
- の3法を指します。

有事関連七法

武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法といいます。

有事関連七法は、以下のとおりです。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

要避難地域

住民の避難が必要な地域のことをいいます。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければなりません。